

入居者補償制度にご加入いただくお客様へ【ご加入前における確認事項】

1. 告知義務(ご加入時にお申し出いただく事項)

実際にお住まいになる方のお名前を正しくお知らせください。
事実と異なることを申告された場合には保険金をお支払いできない場合があります。

2. 重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、この保険契約^{*}を解除することや、保険金をお支払いできることがあります。

- ① 保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうしたこと
- ③ 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④ ①から③のほか、保険契約者または被保険者が、この保険契約の存続を困難にさせる①から③と同程度の重大な事由を生じさせたこと

*被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

3. 保険金額・支払限度額

保険金額および支払限度額は、「入居者補償制度のご案内」にてご確認ください。

4. 補償の開始時期

補償は、本制度の対象となる賃貸住宅にご入居された時に始まります。

5. 個人情報の取扱いについて

弊社は、この保険契約から得た個人情報（保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。）の取扱いについて以下のとおりとさせていただきます。なお、詳細については、弊社ホームページ（www.chubb.com/jp）をご覧ください。

(1) 主な利用目的について

- ① 弊社または弊社のグループ会社が取り扱う損害保険の案内、募集および販売
- ② 上記①に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
- ③ 損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理
- ④ 適正な保険金・給付金の支払
- ⑤ 新たな商品・サービス開発、問い合わせ・依頼等への対応
- ⑥ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務

(2) 第三者への情報提供について

- 弊社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく個人データを提供しません。
- ① 法令に基づく場合
- ② 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
- ③ 再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
- ④ 弊社のグループ会社、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行う場合

6. 引受保険会社が経営破綻した場合(損害保険契約者保護機構)

保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合には、保険金や解約返りい金の支払金額が削減されることがあります。

引受保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。リビングプロテクト総合保険ならびに地震保険のご契約については、同機構によって、事故に関する保険金や解約返りい金が、下記の割合によって補償されます。

ご契約の種類	保険金支払い	解約返りい金
リビングプロテクト総合保険※	<ul style="list-style-type: none"> • 破綻後3ヶ月間は、保険金を全額支払（補償割合100%） • 3ヶ月経過後は、補償割合80% 	補償割合80%
地震保険	<ul style="list-style-type: none"> • 保険金を全額支払（補償割合100%） 	全額支払（補償割合100%）

本制度の具体的な内容については弊社ホームページ（www.chubb.com/jp）をご覧いただくか、弊社までお問い合わせください。

取扱代理店

7. 入居者補償制度に関するお問い合わせについて

入居者補償制度に関するお問い合わせにつきましては、必ずご本人が、「入居者補償制度のご案内」に記載された「お問い合わせ先」へご連絡ください。

8. 事故が起った場合のご連絡先

事故が起った場合には、「入居者補償制度のご案内」に記載された「お問い合わせ先」へご連絡ください。事故により損害賠償責任を負担した場合には、示談交渉は必ず弊社とご相談いただきながらおすすめください。また、あらかじめ弊社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金を支払われた場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

9. 補償の重複について

(1) 他の保険契約

他の保険契約（火災保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）でこの制度の補償内容と同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償に重複が生じることがあります。

補償が重複すると、保険金支払いの対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。他の保険契約との補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、この制度の補償・特約の要否をご判断いただいた上でご加入ください。

(2) 特約の補償重複の場合の保険金の支払に係るご注意

この制度には、お客様の日常生活に必要な補償として、賠償責任・修理費用補償特約およびご加入プランにより事故被害者弁護士費用補償特約がセットされています。補償範囲が同じで保険金額が「無制限」以外の保険契約が複数ある場合には、各々の保険金額を合算した金額がお支払いの限度額となります。また、他の保険契約において、補償範囲が同じで保険金額が「無制限」の賠償責任補償がある場合は、賠償責任補償の限度額は増額されません。いずれかにセットすることで充分な補償が得られる場合があります。（注）

（注）1契約のみに特約をセットした場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

(3) 補償重複の可能性がある主なご契約

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
① リビングプロテクト総合保険の家財の補償	家庭用火災保険の家財を補償する契約等
② リビングプロテクト総合保険の賠償責任・修理費用補償特約	普通傷害保険の賠償責任危険補償特約 自動車保険の個人賠償責任補償特約等
③ リビングプロテクト総合保険の事故被害者弁護士費用補償特約	自動車保険の弁護士費用補償特約等

リビングプロテクト総合保険

入居者補償制度

地震保険改定日：2017年1月1日および2019年1月1日 共通

チャブ保険 | 2019年1月版

CHUBB®



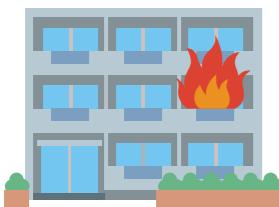
CHUBB®

2019年1月版

家財の損害の補償【損害保険金】

下記の事故により損害が生じたときに損害保険金をお支払いします。

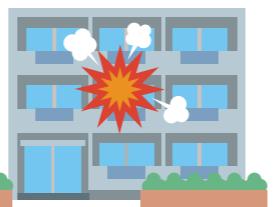
① 火災



② 落雷



③ 破裂・爆発



④ 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊



⑤ 給排水設備または他の戸室で生じた事故による水濡れ

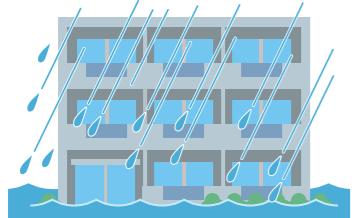


⑥ 騒擾・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為



⑦ 水災*

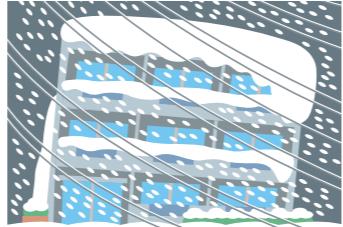
(保険金額を限度に 100% を補償)



⑧ 家財・通貨等・乗車券等の盗難



⑨ 風災、雹災、雪災



*保険の対象(家財)の損害額が再調達価額の30%以上の場合、あるいは床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被り損害が生じたとき

⑩ ①～⑨以外の偶然な事故による破損・汚損等
(30万円限度、自己負担額1万円)



引越し中家財損害保険金

本制度の対象となる借用戸室からの引越し中に生じた家財の損害も補償します。

*水災ならびに通貨等・乗車券等の盗難の場合を除きます。

*破損等は30万円が限度額です。

*すべての事故に免責金額(自己負担額)1万円が適用されます。

*本制度の対象となる借用戸室へ入居する際の引越し中に生じた損害は対象外です。



損害保険金のお支払いは…

再調達価額(同等の家財を再取得するのに要する金額)を基準に、実際の損害額をお支払いします。

*保険金額がお支払いの限度となります。

*貴金属、宝石、美術品等は市場価格を基準に損害額を算定します。なお、1個、1組または1対の損害額が30万円を超えるときは、その損害額を30万円とみなして損害保険金をお支払いします。



事故とともに諸費用もお支払い【費用保険金】

水道管修理費用

本制度の対象となる借用戸室の専用水道管が凍結により損壊し、自己の費用で修理したときに、損害発生直前の状態に復旧するために要した費用の額をお支払いします。



失火見舞費用

本制度の対象となる借用戸室内で火災、破裂・爆発を起こし、第三者の所有物を滅失、損傷、汚損させた場合に、それによって生ずる見舞金等の費用に対してお支払いします。



臨時費用

①～⑦および⑨の事故により損害保険金が支払われる場合に、事故のために臨時に生ずる費用に対してお支払いします。

残存物取片づけ費用

①～⑦および⑨の事故により損害保険金が支払われる場合に、損害を受けた家財の残存物の取片づけに必要な費用の額をお支払いします。



特別費用

損害保険金の支払額が保険金額の70%を超えたために補償が終了したときにお支払いします。

損害保険金、費用保険金、および付帯特約によりお支払いする保険金については、P.4の「リビングプロジェクト総合保険の保険金」をご覧ください。

充実したセット特約でさらに安心【付帯特約】

事故被害者弁護士費用*



(お支払い事故例)

被害事故にあったが相手が不誠実なため弁護士に相談した。

*事故被害者弁護士費用補償特約の付带有無は、「入居者補償制度のご案内」をご覧いただきご確認ください。

賠償責任・修理費用

(お支払い事故例)

•個人賠償責任
洗濯機の水があふれて階下の入居者の家財を水浸しにした。



•借家人賠償責任

火災を起こし、家主さんに賠償しなければならなくなった。

•修理費用

台風で物が飛んできて窓ガラスが割れ、自己の費用で修理した。



リビングプロテクト総合保険の保険金

保険金をお支払いする場合・お支払い条件		お支払いする保険金の額
損害保険金	<p>① 火災 ② 落雷 ③ 破裂・爆発 ④ 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊 ⑤ 給排水設備または他の戸室で生じた事故による水濡れ ⑥ 騒擾(じょう)・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為</p> <p>⑦ 水災</p> <p>イ. 保険の対象(家財)に再調達価額の30%以上の損害が生じたとき ロ. 床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被り、保険の対象(家財)に損害が生じたとき</p> <p>⑧ 盗難</p> <p>イ. 下記ロ～ホ以外 ロ. 通貨 ハ. 小切手 直ちに小切手の振出人を盗難を通知し、振出人を通じて支払金融機関に支払停止の届出を行い、かつ盗難にあった小切手に対して支払いがなされたこと</p> <p>ニ. 預貯金証書 直ちに預貯金先あてに被害の届出を行い、かつ盗難にあった預貯金証書により現金が引き出されたこと</p> <p>ホ. 乗車券等 直ちにその運輸機関または発行者に届出したこと</p> <p>⑨ 風災・雹(ひょう)災・雪災</p> <p>保険の対象(家財)を収容する建物の外側の部分が風災、雹(ひょう)災、雪災の事故によって破損したことを原因として保険の対象に損害が生じたとき</p> <p>⑩ 破損・汚損等(①～⑨以外の偶然な事故)</p> <p>持ち出し家財の損害</p> <p>一時的に持ち出された家財が、日本国内の他の建築物内において上記①～⑨の事故(⑦水災および⑧盗難のロ～ホを除きます。)で損害が生じたとき</p>	<p>左記の事故により保険の対象(家財)に損害が生じたときは 保険の対象(家財)の再調達価額によって定めた損害額(保険金額が限度)</p> <p>※貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻物その他の美術品は、市場価格を基準に損害額を算出し、1個、1組または1対の損害額が30万円を超えるときは、その損害額を30万円とみなして損害保険金をお支払いします。</p> <p>イ. 保険の対象(家財)に再調達価額の30%以上の損害が生じたとき ロ. 床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被り、保険の対象(家財)に損害が生じたときは 損害額(1事故、1敷地内につき20万円限度)</p> <p>ハ. 小切手 直ちに小切手の振出人を盗難を通知し、振出人を通じて支払金融機関に支払停止の届出を行い、かつ盗難にあった小切手に対して支払いがなされたことは 損害額(1事故、1敷地内につき200万円または保険金額のいずれか低い額が限度)</p> <p>ホ. 乗車券等 直ちにその運輸機関または発行者に届出したことは 損害額(1事故、1敷地内につき5万円限度)</p> <p>保険の対象(家財)の再調達価額によって定めた損害額(保険金額が限度)</p> <p>保険の対象(家財)の再調達価額によって定めた損害額-免責金額1万円(1事故につき30万円限度)</p> <p>保険の対象(家財)の再調達価額によって定めた損害額(1事故につき100万円または保険金額の20%のいずれか低い額が限度)</p> <p>保険の対象(家財)の再調達価額によって定めた損害額-免責金額1万円(保険金額限度、⑩破損・汚損等のみ30万円限度)</p>
引越し中家財損害保険金		被保険者の引越しのために、本制度の対象となる戸室から日本国内の転居先の建物へ運送中の家財に、上記①～⑩の事故(⑦水災および⑧盗難のロ～ホを除きます。)で損害が生じたとき
費用保険金	<p>臨時費用保険金</p> <p>上記①～⑦および⑨の事故で損害保険金が支払われるとき</p> <p>残存物取片づけ費用保険金</p> <p>上記①～⑦および⑨の事故で損害保険金が支払われるとき</p> <p>失火見舞費用保険金</p> <p>本制度の対象となる戸室内で火災、破裂・爆発を起こし、第三者の所有物を滅失、損傷、汚損させたとき(煙損害または臭気付着の損害を除きます。)</p> <p>地震火災費用保険金</p> <p>地震・噴火・津波を原因とする火災により、保険の対象(家財)が全焼または収容建物が半焼以上になったとき</p> <p>水道管修理費用保険金</p> <p>本制度の対象となる戸室の専用水道管が凍結により損壊し、自己の費用で修理したとき</p> <p>鍵取替え費用保険金</p> <p>盗難により損害保険金が支払われるとき、または本制度の対象となる戸室から持ち出された鍵が日本国内で盗取されたとき</p> <p>特別費用保険金</p> <p>損害保険金の支払額が保険金額の70%を超えたために補償が終了したとき</p>	<p>損害保険金の30%(1事故、1敷地内につき100万円限度)</p> <p>損害を受けた保険の対象(家財)の残存物の取片づけに必要な費用の額(損害保険金の10%が限度)</p> <p>事故によって生ずる見舞金等の費用に対して1被災世帯あたり20万円(1事故につき保険金額の20%限度)</p> <p>保険金額の5%(1事故、1敷地内につき300万円限度)</p> <p>損害発生直前の状態に復旧するために要した費用(1事故、1敷地内につき10万円限度)</p> <p>保険の対象を収容する建物の出入口のドアロック交換費用実費(1事故、1敷地内につき3万円限度)</p> <p>損害保険金の10%(1事故、1敷地内につき200万円限度)</p>
特約	<p>賠償責任・修理費用補償特約</p> <p>個人賠償責任</p> <p>借用住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故または日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害、財物の損壊もしくは使用不能に対する法律上の損害賠償責任を負担したとき</p> <p>借家人賠償責任</p> <p>被保険者の責めに帰すべき事由に起因する偶然な事故により借用戸室が損壊し、被保険者がその借用戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担したとき</p> <p>修理費用</p> <p>上記①～⑥および⑧、⑨の事故により借用戸室に損害が生じ、あるいは、その他偶然な事故により借用戸室の外部に面する出入口のドア等、シャッター、窓ガラスに損害が生じた場合に、賃貸借契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用で修理したとき</p> <p>事故被害者弁護士費用補償特約</p> <p>日本国内における日常生活において生じた偶然な事故により被害(身体の障害、被保険者が正当な権利を有する財物の損壊)を受け、弁護士、司法書士または行政書士に法律相談や損害賠償請求を委任することにより費用を負担するとき</p>	<p>損害賠償金額(1事故につき1億円限度)</p> <p>損害賠償金額-免責金額(「入居者補償制度のご案内」記載の支払限度額が限度) ※火災、破裂・爆発、給排水設備に生じた事故による水濡れの場合には、免責金額は適用されません。</p> <p>修理費用実費(「入居者補償制度のご案内」記載の支払限度額が限度)</p> <p>弊社が事前に承認した、法律相談および損害賠償請求の委任にかかる費用の額(1回の損害賠償請求につき、かつ、同一契約年度を通じて、「入居者補償制度のご案内」記載の保険金額が限度)</p>

お支払いする保険金に免責金額が適用される場合、免責金額を超える損害額が保険金支払いの対象となります。

適用される免責金額は保険金の種類や事故の内容によって変わりますので、上記表及び「入居者補償制度のご案内」でご確認くださいよう、お願いします。

入居者補償制度にご加入いただくお客様へ【入居者補償制度の概要】

〈リビングプロテクト総合保険〉

1. 商品の仕組み

リビングプロテクト総合保険は賃貸住宅にお住まいの方を対象とした火災保険です。この保険は、ご入居の借用住宅建物(被保険者が占有する戸室)に収容されている「家財」を保険の対象として、火災をはじめとする様々な偶然な事故により、保険の対象が損害を受けたときに保険金をお支払いします。
※保険の対象とならないものは、この書面の「保険の対象とならない主なもの」でご確認ください。

2. 補償内容

(1) 主な支払事由(保険金をお支払いする場合)

損害保険金をお支払いする主な事故は次のとおりです。詳細はこの書面の「リビングプロテクト総合保険の保険金」でご確認ください。

① 火災 ② 落雷 ③ 破裂・爆発 ④ 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊 ⑤ 給排水設備または他の戸室で生じた事故による水濡れ ⑥ 騒擾(じょう)・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為

また、上記の保険金とは別に、被災時の様々な費用をカバーする費用保険金をお支払いします。
費用保険金は次のとおりです。詳細はこの書面の「リビングプロテクト総合保険の保険金」でご確認ください。

臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、地震火災費用保険金、水道管修理費用保険金、鍵取替え費用保険金、特別費用保険金

(2) 主な免責事由(保険金をお支払いできない場合)

この保険では、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いしません。なお、免責事由の詳細は「保険金をお支払いできない場合」に記載されておりますので、ご参照ください。

地震保険が付帯されていない場合には、地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災(延焼・拡大を含みます。)損害はもちろん、火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害についても保険金はお支払いできません。

上記のほか、次のような場合にも保険金をお支払いしません。

- ・保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失、法令違反
- ・保険の対象の紛失、置き忘れ
- ・戦争、革命、内乱その他これらに類似の事変または暴動
- ・水災で、損害額が再調達価額の30%未満の場合、かつ、家財を収容する建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水のいずれにも至らなかった場合
- ・保険の対象の自然の消耗、劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、ひび割れ等またはねずみ食い、虫食い等
- ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または落書き等の汚損であって、保険の対象の有する機能の喪失または低下を伴わない損害

(3) この保険に付帯される特約およびその概要

この保険には以下に記載する特約が付帯されています。付帯される特約にしたがってお支払いする保険金についての詳細はこの書面の「リビングプロテクト総合保険の保険金」でご確認ください。

① 賠償責任・修理費用補償特約

個人賠償責任補償

被保険者であるご本人またはご家族(配偶者、生計を共にする同居の親族、生計を共にする別居の未婚の子)、ご本人の同居人(賃貸契約上の借主および同居人に限ります。)が次の事故により他人にケガをさせたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。なお、他人から借りたり預かった財物の損害に対する賠償責任は補償の対象にはなりません。

- ・借用住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ・被保険者の日常生活に起因する偶然な事故
- ・名誉毀損、プライバシーの侵害

借家人賠償責任補償

被保険者の責めに帰すべき事由に起因する偶然な事故によって借用戸室が損壊し、被保険者がその借用戸室の貸主に対して、法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

修理費用補償

「(1) 主な支払事由(保険金をお支払いする場合)」の①～⑥、⑧および⑨の事故により借用戸室に損害が生じたとき、または偶然な事故により借用戸室の外部に面する出入口のドア等、シャッターまたは窓ガラスに損害が生じたときにおいて、賃貸借契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用で修理した場合に保険金をお支払いします。ただし、借家人賠償責任補償で保険金が支払われる場合を除きます。

*この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。
詳しくは、当社ホームページの「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご参照ください。(http://www.chubb.com/jp)

② 事故被害者弁護士費用補償特約*

被保険者が日本国内における日常生活において生じた偶然な事故により被害(身体の障害、被保険者が正当な権利を有する財物の損壊)を受け、弁護士、司法書士または行政書士への法律相談や損害賠償請求の委任によって費用を負担したときに保険金をお支払いします。
※この特約の付帯の有無は、「入居者補償制度のご案内」にてご確認ください。

(4) 補償期間

本制度の対象となる賃貸住宅に入居期間中のみの補償となります。対象となる賃貸住宅を退去された場合、あるいはご入居の賃貸住宅が管理会社の変更等により本制度の対象でなくなった場合は補償の対象外となります。この場合には、ご希望により任意保険にご加入することもできますので、取扱代理店までご連絡ください。

(5) 引受条件(保険金額等)

この保険は、保険金額(ご契約金額)を限度として、再調達価額(損害が発生した保険の対象と同等のものを再取得するのに要する金額)を基準に、実際の損害額を保険金としてお支払いします。

貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻物その他の美術品の取扱い

- ・市場価格に関わらず、ご申告・明記等は不要です。
- ・損害額は、市場価格を基準に算定します。
- ・1個、1組または1対の損害額が市場価格基準で30万円を超えるときは、その損害の額を30万円とみなして保険金をお支払いします。(1個、1組または1対につき、30万円が保険金支払いの上限となります。)

〈地震保険〉

地震保険の付帯の有無は、「入居者補償制度のご案内」にてご確認ください。

(1) 補償内容

① 地震・噴火またはこれらによる津波(以下、「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊・埋没、流失によって、保険の対象(家財)に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

損害の程度	お支払いする保険金の額
全損のとき	地震保険金額の100% [時価が限度]
大半損のとき	地震保険金額の60% [時価の60%が限度]
小半損のとき	地震保険金額の30% [時価の30%が限度]
一部損のとき	地震保険金額の5% [時価の5%が限度]

家財の「損害の程度」の認定の基準は次の通りです。

損害の程度	[家財]認定の基準
全損	家財の損害額が家財全体の時価の80%以上
大半損	家財の損害額が家財全体の時価の60%以上80%未満
小半損	家財の損害額が家財全体の時価の30%以上60%未満
一部損	家財の損害額が家財全体の時価の10%以上30%未満

*上記の損害に至らない場合は、保険金は支払われません。

*家財の損害の認定は、個々の家財の損傷状況によらず、家財を大きく5つに分類し、その中で一般的に所有されていると考えられる品目の損傷状況から、家財全体の損害割合を算出しています。

② 1回の地震等による損害保険会社全体の支払保険金総額が11兆3,000億円を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。(2018年7月現在)

$$\text{お支払いする} = \frac{\text{算出された}}{\text{保険金}} \times \frac{11\text{兆 }3,000\text{ 億円}}{\text{保険金の額}} \quad \text{算出された保険金の総額}$$

保険金をお支払いできない場合

リビングプロテクト総合保険において損害保険金をお支払いできない場合

※「保険の対象」とは家財のことです。

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、損害保険金をお支払いません。

① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

② ①に規定する者以外の者が損害保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者、被保険者と同居の親族、被保険者と生計を共にする親族または被保険者の同居人の故意。ただし、被保険者に損害保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。

④ 保険の対象の置き忘れたるは紛失

⑤ 持ち出し家財である原動機付自転車(注3)および自転車(注4)ならびにこれらの付属品の盗難

⑥ 保険の対象が、本制度の対象となる戸室外にある間に生じた事故。ただし、持ち出し家財の損害または引越し中家財損害保険金の保険金お支払い条件に該当する場合を除きます。

(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) ①に規定する者以外の損害保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 総排气量が125cc以下のものをいいます。

(注4) 電動自転車を含みます。電動自転車とは電力モーターにより走行を補助する自転車をいいます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、損害保険金をお支払いません。この場合の損害には、次のいずれかによって発生した事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも事故がこれらのこと由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質(注1)もしくは核燃料物質(注1)によって汚染された物(注2)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) 使用済燃料を含みます。

(注2) 原子核分裂生成物を含みます。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害(注1)に対しては、損害保険金をお支払いません。

① 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。

② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化(注2)または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害

③ ねずみ食い、虫食い等

(注1) 「リビングプロテクト総合保険の保険金」に関する「保険金をお支払いする場合・お支払い条件」に記載の事由が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害に限ります。

(注2) 日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。

(4) 当会社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他の外観上の損傷または汚損(注)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、費用保険金を支払いません。

(注) 落書きによる汚損を含みます。

(5) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、費用保険金を支払いません。ただし、火災、破裂または爆発が発生し、それに起因して損害が生じた場合を除きます。

① 差押え、収用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。

② 保険の対象に対する加工、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害

③ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害

④ 訴訟または横領によって保険の対象に生じた損害

⑤ 土地の沈下、移動、隆起または振動等によって生じた損害

⑥ 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入(注)により保険の対象に生じた損害

⑦ 保険の対象のうち、電球、プラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合は除きます。

(注) 隙間からの雨漏り等をいいます。

費用保険金をお支払いできない場合

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた費用に対しては、費用保険金をお支払いません。

① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

② ①に規定する者以外の者が費用保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者、被保険者と同居の親族、被保険者と生計を共にする親族または被保険者の同居人の故意。ただし、被保険者に費用保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。

(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた費用に対しては、費用保険金をお支払いません。この場合の損害には、次のいずれかの事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた損害および発生原因がいかなる場合でもこれらの事故が延焼または拡大して生じた損害を含みます。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。ただし、地震火災費用保険金を除きます。
- ③ 核燃料物質(注1)もしくは核燃料物質(注1)によって汚染された物(注2)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (注1) 使用済燃料を含みます。
- (注2) 原子核分裂生成物を含みます。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害(注1)に対しては、費用保険金をお支払いません。

① 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。

② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化(注2)または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害

③ ねずみ食い、虫食い等

(注1) 「リビングプロテクト総合保険の保険金」に関する「費用保険金」に関する「保険金をお支払いする場合・お支払い条件」に記載の事由が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害に限ります。

(注2) 日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。

(4) 当会社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他の外観上の損傷または汚損(注)であって、その借用戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、費用保険金を支払いません。

(注) 落書きによる汚損を含みます。

(5) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、費用保険金を支払いません。ただし、火災、破裂または爆発が発生し、それに起因して損害が生じた場合を除きます。

① 差押え、収用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。

ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。

② 保険の対象に対する加工、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害

③ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害

④ 訴訟または横領によって保険の対象に生じた損害

⑤ 土地の沈下、隆起、移動または振動等によって生じた損害

⑥ 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入(注)により保険の対象に生じた損害

⑦ 保険の対象のうち、電球、プラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合は除きます。

(注) 隙間からの雨漏り等をいいます。

地震保険において保険金をお支払いできない場合

(1) 当会社は、地震等の際ににおいて、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いません。

① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③ 保険の対象の紛失または盗難

④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑥ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) 「リビングプロテクト総合保険の保険金」に関する「費用保険金」に関する「保険金をお支払いする場合・お支払い条件」に記載の事由が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害に限ります。

(注2) 日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。

(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害に対しては、保険金をお支払いません。

賠償損害保険をお支払いできない場合－共通

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、賠償損害保険金をお支払いしません。

① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③ 保険契約者または借用戸室の貸主または不動産(注1)の所有、使用または管理に起因する賠償責任

④ 保険契約者または「個人賠償責任」における貸主または「個人賠償責任」における他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

⑤ 保険契約者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対する負担する損害賠償責任

⑥ 保険契約者の心神喪失に起因する損害賠償責任

⑦ 保険契約者は被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任

⑧ 保険契約者の使用者が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用者として使用者およびゴルフの補助者として使用するキャディーを除きます。

⑨ 航空機、船舶・車両(注2)または銃器(注3)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

⑩ 借用住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

⑪ 原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。

⑫ 空気銃を除きます。

修理費用保険金をお支払いできない場合

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、修理費用保険金をお支払いしません。

① 保険契約者、被保険者、借用戸室の貸主(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

② ①に規定する者以外の者が修理費用保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③ 保険契約者または借用戸室の貸主または運転する車両(注3)またはその積載物の衝突または接触

(注1) 修理費用保険金の全部または一部を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人的業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) ①に規定する者以外の修理費用保険金を受け取るべき者が法人である場合

は、その理事、取締役または法人的業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 原動力が専ら人力であるものを除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(注1)に対しては、修理費用保険金をお支払いしません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質(注